

御船町上野地区エネルギー回収（ごみ焼却）施設等設置事業

環境配慮書への意見募集が始まります

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

上野地区（古閑原・古閑迫）において民間事業者が計画しているエネルギー回収施設等について、熊本県環境影響評価条例に基づき、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」と表記します。）の縦覧と、それに対する意見が募集されます。

■事業者の名称、代表者の氏名

株式会社 シムファイブス 代表取締役 石坂 孝光
（主たる事務所：熊本市東区戸島町2874番地）

■対象の事業名称等

名称：（仮称）上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業
種類：廃棄物処理施設（焼却施設）の設置事業（上益城5町の一般廃棄物処理を含む）
規模：1日当たりの平均取扱い計画量400 t／日（処理能力440 t／日）

■事業実施想定区域の位置

熊本県上益城郡御船町大字上野地内

■配慮書の縦覧および公表方法等

場所：（株）シムファイブス事務所
熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
御船町役場（環境保全課）
その他事業者が町外で設置する場所
期間：令和5年1月24日（火）～令和5年2月24日（金）まで
（※土、日、祝日を除く）9時～17時
電子縦覧：<https://www.ishizaka.gr.jp>
※有価物回収協業組合石坂グループ
（株）シムファイブスの出資会社）のホームページ

■意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができます。

【提出期限】

令和5年2月24日（金） ※当日消印有効

【提出方法】

縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または（株）シムファイブス（下の問合せ先）への郵送

※意見書には、提出する者の氏名・住所を必ず記入すること（法人その他の団体はその名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地）

※意見書の対象である配慮書の名称を必ず記入すること。

配慮書の名称

『（仮称）上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 計画段階環境配慮書』

※配慮書についての環境の保全の見地からの意見およびその理由を必ず記入すること。

（日本語により記載すること。）

■問合せ先（意見書の郵送先）

〒861-8031 熊本県熊本市東区戸島町2874番地
（株）シムファイブス
☎：096-389-1510（担当：本田）

※縦覧の場所では、事業者が作成する配慮書の内容に関して、御船町職員による個別の説明は行いません。

御船町上野地区に民間事業者が計画しているエネルギー回収施設等設置事業について
町の主催で環境アセスメントに関する説明会を開催します

環境アセスメントは、「熊本県環境影響評価条例」に基づいて3～4年の期間で実施され、事業が周辺の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者が事前に調査、予測および評価し、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていくための制度です。

環境アセスメントでは、大きく①配慮書②方法書③準備書④評価書の4段階で図書が公表されます。

通常、②方法書③準備書の段階では事業者による説明会が開催されますが、①配慮書の段階では説明会が開催されません。（県の条例により義務化されていないため）

しかし、本事業は上益城5町の家庭ごみ等を処理する計画であることから、御船町では、町の主催により、町民の皆様により早期段階で環境アセスメント制度への理

解を深めていただき、また公表される配慮書の概要を知っていただくために説明会を開催します。

■開催日程

日時 ①令和5年1月30日（月） 19時～
場所：七滝中央小学校体育館
②令和5年2月6日（月） 19時～
場所：御船町カルチャーセンターホール
※①②とも同じ内容を説明

■対象 御船町にお住まいの人

■内容 環境アセスメント制度
公表された配慮書の概要

■問い合わせ先

御船町環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604